省　令

○厚生労働省令第百二十二号

障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百六十七号）の施行に伴い、障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十九日

厚生労働大臣　舛添　要一

障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条　障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の五第一号中「附則第十一条の三」を「附則第十一条の二」に改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条　削除

附則第十一条の二を削り、附則第十一条の三を附則第十一条の二とする。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の五を次のように改める。

第五十一条の五　削除

第五十一条の六の二第一項の表中「指定知的障害児施設に通う者」を「指定知的障害児施設等に通う者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

（郵政民営化法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令の一部改正）

第二条　郵政民営化法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附則第五条中「旧郵便貯金」の下に「（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。）」を加える。

（障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　障害者自立支援法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第三条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

告　示

○総務省告示第三百三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第三百九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第三百九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第四百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第四百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第四百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 須山　卓知　若林　秀典	二一、六、二

○総務省告示第四百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会計責任者の氏名	新　旧 若林　秀典　須山　卓知	二一、六、二

○総務省告示第四百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	異動事項	届出年月日
新党日本	会		